

議案第 4 0 号

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部改正により、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年岬町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ この条例による改正後の第８条及び第１１条の規定は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年岬町条例第18号）

新	旧
第1条～第7条（略） （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 岬町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めたものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条～第10条（略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 岬町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円8</u>	第1条～第7条（略） （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 岬町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めたものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条～第10条（略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 岬町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円3</u>

8 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、ポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下（略）

1 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、ポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下（略）

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1. 趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本町の選挙においても国政選挙と同様に公費負担の限度額を引き上げるもの。

2. 条例改正の内容

○選挙公営限度額の引上げ

- ・岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ。

区 分	改正単価	現行単価
選挙運動用ビラの作成の公営（第8条）	8円38銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの作成の公営（第11条）	586円88銭	541円31銭

※単価は1枚当たりの単価

【参考】

・選挙運動用ビラの枚数の制限

岬町議会議員選挙 1,600枚（2種類以内）

岬町長選挙 5,000枚（2種類以内）

・選挙運動用ポスターの枚数の制限

岬町議会議員選挙及び岬町長選挙 公営ポスター掲示場の数（※）

※直近の選挙においては87箇所

固定額 316,250円（今回改正なし）

・公費負担の上限額

	岬町議会議員選挙	岬町長選挙
選挙運動用ビラ	改正:13,408円 現行:12,368円	改正:41,900円 現行:38,650円
選挙運動用ポスター	改正：367,314円 現行：363,399円	

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行（附則第1項）
- ・改正後の規定は、施行の日（公布日）以後に告示される選挙から適用（附則第2項）